

「はい、こちら企業の労働
110番です」。

電話の主は、大手製造会社の人事総務担当者さんでした。

名北協會相談員日誌 135



「ちぢみ企業の 労働110番」で

一般社団法人 北労働基準協会
労働保険部係長
特定社会保険労務士 若井大元

若井大志

**出向先で代表取締役になった場合、
労災保険の補償はありますか？**

出向先で代表取締役になった場合、
労災保険の補償はありますか？

先では代表取締役の場合、労災保険の補償はどのようになるのでしょうか?」と
いう電話でした。

では「出向労働者に係る保険関係が、出向元事業と出向先事業とのいずれかにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行つた契約ならびに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定すること」としています（昭

とが原則となります。しかし、今回のケースでは、出向元では労働者ですが、出向先では代表取締役となつていているため、出向先の労災保険を使うことはできません。そもそも労災保険の補償対象者は、職業の種類を問わず労災保険法の適用を受ける事業に使用され、賃金を支払われる者で、使用従属関係にある者を指します。したがって、代表取締役は一般的には代表権あるいは業務執行権を有するところになると思われ、事業主と使用従属関係にない者になると考えられますので、労災保険の補償対象者ではないことになるでしょう。

補償がされます。
なお「労災保険の特別加入」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記以外の業種であり、国が認可した労働保険事務組合に事務委託することが必要です。当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場に労働保険事務を委託頂いており、定評を得ております。

(昭23・1・9基発14号)
ただし、このような場合
であつても、労災保険が補
償される方法が一つだけあ
ります。それは、**出向先会**

ご相談内容のよう、労災保険の特別加入をされない状態で事故にあわれた不幸な事例が、関連子会社の

出向先で 労災保険

また、代表取締役に限らず、出向先で業務執行権を有する役員も同様ですので、「ご注意ください」とお話し

出向労働者に対する労災
保険の補償について、通達

保険は出向先で補償するこ

方（自営業者）の皆様も、
国の労災保険に加入でき、

いかがでしようか。